

きたの
北野かほる

学位の種類 法学博士
学位記番号 法博第19号
学位授与年月日 昭和56年3月25日
学位授与の要件 学位規則第5条第1項該当
研究科、専攻 東北大学大学院法学研究科
(博士課程後期3年の課程) 基礎法学専攻
学位論文題目 初期のイングランド議会
一下院の成立をめぐって一
論文審査委員 (主査)
教授 小山貞夫 教授 服藤弘司

論文内容の要旨

イギリス初期議会に関しては現在妥協の余地なく対立している所謂憲政史的理解と行政史的理解とを、本論文は、両説に欠落している社会経済史的把握を導入することにより、行政史的理解の重視する上からの統治の手段としての議会から、憲政史的理解の重視する政治的場としての議会への発展として捉え直し、両説を統一総合せんとする試みである。しかもこの理論的問題を、単に理論の上で検討したのみならず、当時の「庶民」の果たした二つの機能たる請願及び課税承認の変質の分析と、上記発展の転換期として位置づける1340—41年の「憲政史上の危機」事件の再解釈とを通して、歴史具体的にも実証している点に本論文の特徴がある。

論文審査結果の要旨

このような試みは欧米においても皆無であり、方法論の適確さ、歴史構成の手堅さと相俟って、本論文はイギリス議会史研究における大きな貢献をなしている。

以上により、本論文提出者は法学博士の学位を授与されるに値するものと認められる。